

新旧対照表

改正後	改正前
<p>建設工事請負契約書</p> <p>1 工事名</p> <p>2 工事場所</p> <p>3 工期 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>4 請負代金額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)</p> <p>5 契約保証金 金 円</p> <p>6 建設発生土の搬出先等</p> <p>7 解体工事に要する費用等</p> <p>第3条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>4 <u>内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第4条(B) <u>削除</u></p>	<p>建設工事請負契約書</p> <p>1 工事名</p> <p>2 工事場所</p> <p>3 工期 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>4 請負代金額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)</p> <p>5 契約保証金 金 円</p> <p>6 <u>解体工事に要する費用等</u></p> <p>第3条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p> <p>第4条 (A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (B) <u>受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下この条において「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により受注者が付す保証は、第53条第3項各号に規定する契約の解除に</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(下請負人の社会保険等加入義務等)</u></p> <p><u>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</u></p> <p><u>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</u></p> <p><u>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>第10条</p> <p>(2) (A) [] 主任技術者</p> <p>(B) [] 監理技術者</p> <p>(C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等</p>	<p><u>よる場合についても保証するものでなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に達するまで、発注者は保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第10条</p> <p>(2) (A) [] 主任技術者</p> <p>(B) [] 監理技術者</p> <p>(C) 監理技術者補佐（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等</p>

改正後	改正前
<p>(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p>	<p>(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p>

改正後	改正前
<p>第45条 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、<u>その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、<u>暴力団又は暴力団員</u>を利用するなど<u>していると認められるとき</u>。</p> <p>ハ 役員等が、<u>暴力団又は暴力団員</u>に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ニ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき</u>。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第45条 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき</u>。</p> <p>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、<u>暴力団又は暴力団員</u>を利用するなど<u>したと認められるとき</u>。</p> <p>ニ 役員等が、<u>暴力団又は暴力団員</u>に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(以下略)</p>